

あなたならどうしますか？ 家族で考えてみましょう

No.1

パソコン等を使っていたら突然大きな音で警告音が鳴り、「ウイルスに感染している」、「表示されている電話番号に連絡してください」などと表示された。



【解説】

サポート詐欺です。表示番号に電話をかけさせ、パソコンなどを遠隔操作し、サポート費用としてお金を払うように指示されます。電話番号付きの警告は偽の警告で、Web上に出てきた広告などをクリックすると表示される場合があります。絶対に電話はかけず無視しましょう。

— 対処法 — 絶対に電話しない

警告音や表示を無視して、その画面を閉じましょう。閉じることができない場合は、パソコンなどの販売店に確認しましょう。

No.2

インターネット通信販売で、欲しい商品が90%オフなど大幅な値引きをされていたので、お得だと思い購入した。支払方法は代引きのみだった。実際に商品が届いたら偽物だった。



【解説】

通信販売で購入した商品は、開封しないと商品を確認できませんが、開封してしまうと偽物であっても返品・返金できない場合があります。トラブルの防止は購入前が肝心です。安いからといって安易に購入せず、購入前に一度調べてみましょう。

— 対処法 — 大幅な値引きは疑う

大幅な値引きや支払方法が代引きのみの場合は疑いましょう。記載事項や購入内容をしっかりと確認し、注文サイトが信頼できるサイトなのかを購入前に調べると、トラブルを防ぐことができる場合があります。

No.3

子どもに自分のスマホを貸しているが、オンラインゲームで高額な課金をしないか心配。対策はどうしたら良い？



【解説】

「ペアレンタルコントロール」とは、子どもが使う端末の機能を制限できる機能で、端末の使い過ぎや課金を防ぐことができます。また、クレジットカードやキャリア決済の上限額を低く設定し、過剰な課金ができないようにすることも大切です。

※未成年者が保護者の承諾なくオンラインゲームへ課金をしてしまった場合は、未成年者契約の取り消しが可能な場合があります。すぐに消費生活センターへご相談ください。

— 対策 —

- ・家族でしっかりと話し合い、ルールを作る
- ・子ども用のアカウントを作り「ペアレンタルコントロール」の設定をする
- ・クレジットカードやキャリア決済は利用上限額を低く設定しておく

その困りごと

“消費生活センター”にご相談ください！

消費生活センターでは、「商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった」、「製品を使ってけがをした」、「インターネットの広告を見て契約を交わしたが、何か怪しい」など、消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。

相談内容や個人情報などは厳守されます。お気軽にご相談ください。

天草市消費生活センター (市役所本庁舎1階)

受付時間 午前9時から午後5時まで
(土・日曜、祝日、年末年始は除く)

☎32-6677

「Do!☆あまくさ☆」で、消費生活トラブルと詐欺被害の防止について紹介しています。



▲市公式YouTubeチャンネル

登録は済んでいますか？

「天草市安心・安全メール」や「天草市公式LINE」で、市内でどのような詐欺が発生しているかなどの情報をお知らせしています。ぜひご登録ください。



▲安心・安全メール



▲公式LINE

消費者トラブルFAQ

国民生活センターのホームページに、4月から新たに「消費者トラブルFAQ」サイトが開設されました。

消費者トラブルに遭った時の対処法などを、キーワード検索やカテゴリー検索で簡単に調べることができます。ぜひご活用ください。▲消費者トラブルFAQ



出前講座

消費者被害を防止するため、高齢者サロンや学校などに相談員が出向き、消費者被害の事例や被害に遭った時の対処法などを分かりやすく説明します。

まずは消費生活センターにお問い合わせください。

